（変更の届出）

第十二条　第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　氏名、商号又は名称を変更した場合　法人にあっては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

二　資本金又は出資の額を変更した場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三　営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合　法人にあっては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

四　代表者又は管理人に変更があった場合　新たに代表者又は管理人になった者に係る前条第二号イ及びロに掲げる書類

五　法第五条第一項第六号から第九号までに掲げる事項に変更があった場合　当該変更があった事項に係る前条第四号に掲げる書類

六　密接関係者又はその者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係に変更があった場合　当該変更後の前条第三号に掲げる書類

七　他に行っている事業に変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

八　認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実が確認できる書面

2　金融庁長官は、法第五条第三項の規定による届出を受理したときは、当該届出があった事項を自家型発行者名簿に記載しなければならない。

（自家型発行者名簿の縦覧）

第十三条　金融庁長官は、その作成した自家型発行者に係る自家型発行者名簿を当該自家型発行者の主たる営業所又は事務所（外国の法令に準拠して設立された法人で国内で自家型前払式支払手段を発行するものにあっては、国内の主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

第三章　第三者型発行者

（登録の申請）

第十四条　法第七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第三号により作成した法第八条第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第十五条　法第八条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　主要株主（総株主等の議決権（令第三条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五以上の対象議決権（同条第二項第一号に規定する対象議決権をいう。）に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第二十条第一項第六号において同じ。）の氏名、商号又は名称

二　他に事業を行っている場合にあっては、その事業の種類

三　加入する認定資金決済事業者協会の名称

四　令第五条第一項第二号ニに規定する預貯金が登録申請者を名義人とする口座において保有されることが当該登録申請者の定める規則に記載されている場合にあっては、当該預貯金を預け入れる銀行等の商号又は名称及び所在地

（登録申請書の添付書類）

第十六条　法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

一　別紙様式第四号により作成した法第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二　役員の住民票の抄本（当該役員が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面

三　役員が法第十条第一項第九号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第五号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

四　別紙様式第六号又は第七号により作成した役員の履歴書又は沿革

五　別紙様式第八号により作成した株主又は社員の名簿並びに定款又は寄附行為及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

六　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法第四百三十五条第一項又は第六百十七条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

七　会計監査人設置会社である場合にあっては、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面

八　前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの

九　前払式支払手段の発行の業務に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）

十　第三者型発行者と加盟店との間の契約内容を証する書面

十一　令第五条第一項第二号ニに規定する預貯金が登録申請者を名義人とする口座において保有されることが当該登録申請者の定める規則に記載されている場合にあっては、当該預貯金を預け入れる銀行等の商号又は名称及び所在地並びに当該預貯金口座が開設されていることを確認できる書類

十二　その他参考となる事項を記載した書面

（登録申請者への通知）

第十七条　金融庁長官は、法第九条第二項に規定する登録の通知をするときは、別紙様式第九号により作成した登録済通知書により行うものとする。

（第三者型発行者登録簿の縦覧）

第十八条　金融庁長官は、その登録をした第三者型発行者に係る第三者型発行者登録簿を当該第三者型発行者の主たる営業所又は事務所（外国の法令に準拠して設立された法人で国内で第三者型前払式支払手段を発行するものにあっては、国内の主たる営業所又は事務所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（登録の拒否）

第十九条　令第五条第一項第二号ニに規定する未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一　イ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額

イ　法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段にあっては発行時において代価の弁済に充てることができる金額（その発行後に加算型前払式支払手段に加算された金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合にあっては、当該単位数を金銭に換算した金額）を含む。）

ロ　法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段にあっては発行時において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量（その発行後に加算型前払式支払手段に加算された物品又は役務の数量を含む。）を金銭に換算した額